

令和5年度予算編成方針

1 国の動向

国は、「経済財政運営と改革の基本方針2022（以下、「骨太の方針2022」という。）」（令和4年6月7日閣議決定）において、新型コロナウイルス感染症、ウクライナ情勢に伴う価格高騰、気候変動問題等の課題解決と経済成長を同時に実現しながら、より強靱で持続可能な経済社会の構築に向けて「新しい資本主義」を起動することとしており、特に、デジタル・トランスフォーメーション（DX）、グリーン・トランスフォーメーション（GX）などの成長分野への投資を拡大することとしています。また、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策（以下、「総合経済対策」という。）」（令和4年10月28日閣議決定。）では、日本経済の再生に向け、「物価高・円安への対応」、「構造的な賃上げ」、「成長のための投資と改革」を重点分野として速やかに対策を実行することとしています。

2 地方への対応及び本町の財政状況

骨太の方針2022においては、令和5年度予算においても「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定）に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進することとされており、地方の一般財源総額について、前年度と同水準を確保する方針が継続されています。また、令和4年11月8日には、令和4年度第2次補正予算案が閣議決定され、総合経済対策に基づく国庫補助金等の追加に加え、令和4年度地方交付税の追加配分及び令和5年度地方交付税への加算措置が予定されています。

本町においては、新型コロナウイルス感染症対応に伴う国庫支出金や地方交付税の増額のほか、経常的な経費の縮小などにより、足元の財源不足は解消されつつありますが、歳入の根幹となる町税収入において、感染症の再拡大や円安の進行、物価高騰などによる景気回復の鈍化、従前からの課題である人口減少など、依然として下振れリスクを抱えており、見通しの困難な状況が続いています。このような状況下、引き続き、感染防止対策と物価高騰への対応に万全を期すとともに、ウィズコロナ下における社会経済活動の再開、地域経済の回復に取り組む必要があります。

ます。また、大阪・関西万博を見据えた観光振興、DX、GX等の社会変革とそれらを契機とした産業振興など、ポストコロナに向けた動きにも遅れをとることなく対応する必要があります。同時に、令和4年度にスタートした「第11次岩美町総合計画」に掲げる将来像「みんなが笑顔で住み続けたくなるまち」の実現に向け、少子化対策、社会保障、防災・減災対策、公共施設の合理化・長寿命化など、現下の諸課題にも対応しなければなりません。

令和5年度当初予算編成に当たっては、職員一人ひとりが社会変革の動きを的確に捉えるとともに、町民生活や町内経済、町財政の状況等をしっかり認識し、前例にとらわれない新たな発想・手法により、種々の課題への対応や将来を見据えた施策立案に取り組む必要があります。

以上のことを踏まえ、令和5年度の予算編成に当たっては、以下の事項に留意して行うこととします。

3 予算編成の基本方針

(1) 新型コロナウイルス感染症等への対応

感染拡大と物価高騰に伴う町民生活・事業活動に対する必要な支援を継続して検討するとともに、国・県の動向を見極めながら、ウィズコロナ下における社会経済活動の再開や地域経済の回復、さらには、ポストコロナを見据えた施策立案に努めること。また、既存事務事業については、ウィズコロナを前提として、実施方法等の見直しを行った上で予算要求を行うこと。このとき、町民や町内事業所の状況を十分に把握すること。

(2) 第11次岩美町総合計画の実現等

第11次岩美町総合計画については、基本目標の実現に向け、中長期的な展望を持ちながら施策を検討すること。併せて、協働のまちづくりの推進を目的に取り組んでいる「協働のまちづくり予算」事業提案制度において応募のあった意見・提案については、その実現に向けて積極的に検討を行うこと。

「第2期岩美町地域創生総合戦略」に基づいて実施する事業については、KPI（重要業績評価指標）の状況を確認・分析しながら、その達成に向けて必要な見直しを行うこと。

(3) 徹底した事業見直しと行政改革の取組

最少の経費で最大の効果を導く効果的な事業の立案を行うとともに、事業のスクラップや再構築を行うため、全ての事業において目的、必要性などの点検・検証を徹底し、思い切った事業の取捨選択を行うこと。特に、町単独の継続事業について、目的や成果の説明が困難な事業については、廃止を検討すること。

また、前例や固定観念にとらわれることなく、積極的な民間委託、実施方法の見直し、デジタル技術の活用などによる業務の合理化・効率化を検討し、職員一人ひとりが経営感覚、コスト意識を持ちながら、住民サービスの向上、働き方改革等に資する取組を実行すること。

(4) 国・県の動向の的確な把握

国の施策見直しの影響や、政局の動向を的確に把握し対応すること。

また、所管する事務事業に対する県の動向も十分留意し、関係機関との連絡を密にし、積極的な情報収集に努めること。

なお、令和5年度の補助(負担)率が示されていないものについては、現行制度に基づき予算要求し、補助(負担)率等が変更となった場合は、速やかに報告すること。

(5) 事業の立案における考え方

町民ニーズや将来性・緊急性など総合的な判断による施策の優先順位及び費用対効果等を厳しく見極めること。後年度の事業展開を明らかにし、関連する事業との一体的な検証を行い、積極的な見直しを行うこと。

既存事業においては、PDCAサイクルを念頭に置き、監査委員及び決算審査特別委員会からの指摘等を踏まえた上で、必要性・緊急性・費用対効果等をあらゆる角度から再検証し、事業の統廃合や縮小、再構築を検討すること。

横断的な施策の立案も含め課内及び関係課間で調整を行い、重複することなく事業効果や効率性を最大限に高めること。

事業の必要性やその効果について、町民に十分な説明ができる資料、データ等に基づき、合理的な予算要求を行うこと。

また、国・県の財源措置はもとより、各種公益法人等からの助成金や「企業版ふるさと納税」などの活用ができないか検討を行い、財源の捻出に努めること。

なお、既存事業の一般財源総額は、高齢化などによる社会保障関係

経費の自然増や物価高騰による影響、各種計画等に基づく事業費の増嵩などを除き、原則、令和4年度当初予算額を限度とする。

(6) その他

- ① 町内経済の活性化を図るため、可能な限り町内業者への発注を優先することとし、予算要求額の積算基礎とする参考見積については、執行時において支障が生じないよう業者選定等を行った上で、複数者から徴取し、適切な積算となるよう留意すること。また、必要に応じて公共事業円滑化業務（総務課所管）を活用すること。
- ② 会計年度任用職員の配置に当たっては、原則、真に必要な特殊業務・欠員補充に限ることとし、事業の見直し、業務の効率化等に加え、事務の執行体制を改めて見直した上で、配置を検討すること。
- ③ 国・県からの業務移管については、その役割分担を踏まえた上で、町の自主性を発揮し、効率的かつ町民の視点に立った実施方法を検討すること。
- ④ 事業実施に当たっては、町民と行政の役割分担と負担区分を明確にし、事務の効率化、負担の適正化を図りながら、行政への住民参画意識を高めること。
- ⑤ 町有施設等においては、公共施設等総合管理計画の方針に沿うことを基本とし、施設の将来的な在り方を見据えた維持管理経費等を積算すること。また、遊休資産については、機能転換等による有効活用のほか、民間や地元への譲渡、売却等を積極的に検討し、資産の縮減及び財源確保に努めること。
- ⑥ 公営企業会計（一部の特別会計を含む。）については、公営企業の広域化・連携など経営の抜本改革の動きや影響等に注視し、引き続き、徹底した経費の削減、業務の合理化・効率化、滞納金の徴収強化及びその圧縮など財源の確保に努め、独立採算の原則を念頭に置き、更なる経営の健全化、経営基盤の強化に努めること。